

令和6年長審第7号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年9月30日23時45分

熊本県横浦島東岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 7.3トン

登 録 長 13.33メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 302キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成7年1月に進水し、操舵室を船体ほぼ中央に配し、同室前部左舷側に背もたれ付きの椅子及び舵輪を、舵輪の前方に左舷からレーダー、GPSプロッター、機関操縦レバー及び機関制御盤をそれぞれ備えた、旅客定員12人のFRP製モーターボートで、a1受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、帰航の目的で、船首0.8メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年9月30日23時40分横浦島北東部に所在の天草港（与一ヶ浦港区）（以下「与一ヶ浦港」という。）を発し、熊本県御所浦漁港<sup>あらくち</sup>嵐口地区（以下「嵐口漁港」という。）に向かった。

これより先、a1受審人は、前示知人と共に与一ヶ浦港から徒歩約5分のところにある居酒屋に行き、19時05分頃から飲酒を開始し、750ミリリットルのジョッキでビール2杯及びアルコール度数25パーセントの焼酎約2合半を飲んで23時30分頃飲酒を終え、徒歩で与一ヶ浦港に向かい、23時35分同港に至ったとき、酒気帯びの状態、発航すると、体内のアルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがあったが、嵐口漁港まで5分程度の短い航程であり、これまでにも数回酒気帯びの状態、航行したことがあったので、今回も無難に航行できるものと思い、発航を中止するなど、酒酔い運航の防止措置を十分にとらなかった。

a1受審人は、椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、23時43分半天草港与一ヶ浦防波堤灯台（以下「与一ヶ浦灯台」という。）から232度（真方位、以下同じ。）130メートルの地点で、針路を040度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a1受審人は、与一ヶ浦港の防波堤の入口を航過し、23時44分

僅か前与一ヶ浦灯台から344度30メートルの地点に達し、横浦島東方沖合を南下する目的で、右舵をとって右転を開始したのち、体内のアルコールの影響により正常な操縦ができず、右転を止めることができなくなり、同島東岸に向かって続航し、23時45分与一ヶ浦灯台から133.5度450メートルの地点において、Aは、船首が178度を向いたとき、原速力のまま、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を伴う亀裂及び推進器翼に曲損等を生じたが、のち修理された。また、前部甲板にいた同乗者a2が頸髄損傷の疑による死亡と検案された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、嵐口漁港に向けて帰航するため与一ヶ浦港を発航するに当たり、酒酔い運航の防止措置が不十分で、同港の防波堤の入口を航過した後、横浦島東岸に向かって右転しながら進行したことによって発生したものである。

a1受審人は、夜間、嵐口漁港に向けて帰航するため与一ヶ浦港を発航しようとする場合、酒気帯びの状態、体内のアルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがあったから、発航を中止するなど、酒酔い運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、嵐口漁港まで5分程度の短い航程であり、これまでも数回酒気帯びの状態で航行したことがあったので、今回も無難に航行できるものと思い、酒酔い運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、与一ヶ浦港の防波堤の入口を航過し、右舵をとって右転を開始したのち、体内のアルコールの影響により正常な操縦ができず、右転を止め

ることができなくなり、横浦島東岸に向かって進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、同乗者を死亡させるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 2 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎